

## 特記仕様書記載例（案）

### 2. 受注者への周知

発注者は ～ 受注者に対して周知をしなければならない。

#### 【周知例】（案）

- ・ 工事の特記仕様書へ施工条件明示する。

<p>第〇〇章 施工条件明示</p> <p>第〇条 磁気探査</p> <p>(A)・ 本工事の施工範囲で、別添に示す箇所について事前調査を行い その結果、事前に磁気探査を実施している。</p> <p>①事前調査の結果を別紙に示す。また、磁気探査を実施した結果、 磁気異常点は確認されていない。</p> <p>又は</p> <p>②事前調査の結果を別紙に示す。また、磁気探査を実施した結果、 別添に示すとおり磁気異常点が確認されていることから、確認 された磁気異常地点において確認探査を実施すること。</p> <p>又は</p> <p>(B)・ 本工事の施工範囲で、別添に示す箇所について事前調査を行い その結果を別紙に示す。また、事前調査の結果、現在、磁気探 査を実施しており、その受注者と十分打ち合わせを行い、磁気 異常点が確認された地点においては確認探査を実施すること。 なお、磁気探査の完了は〇月〇日を予定している。</p>
---

※ (A) ① → 工事と別件業務で事前に磁気探査を実施し、磁気異常点  
が確認されなかった場合。

(A) ② → 工事と別件業務で事前に磁気探査を実施し、磁気異常点  
が確認された場合。

(B) → 工事と別件業務で磁気探査を実施しているが、工事契約  
時においても磁気探査を継続実施している場合。